

第31回雲南市水道事業に関する審議会 議事録

1. と き：平成28年4月5日(火) 午後1時30分～

2. ところ：雲南市水道局1階会議室

3. 出席者

(審議会委員)

驗馬重弘会長、加本恂二副会長、安部幸治委員、高橋美智子委員、渡部弘明委員
川角 清委員、坂田貴和女委員、三浦由美子委員、西村忠明委員、白菊眞二委員

(委員 10人)

(事務局)

藤井 勤副市長

稲田 剛水道局長、岸野俊一次長(総務課長)、飯島 昭工務課長、土屋和則営業課長
菅田雅人下水道課長、村重悦子GL、高橋 歩主幹 (事務局 8人)

[次 第]

1. 開会(進行：岸野次長)

(1) 欠席者の報告

(永井尚二委員、片寄邦良委員・・・2人)

(2) 雲南市水道事業に関する審議会条例第6条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しており会議が成立していることを報告。

2. あいさつ

(1) 驗馬重弘 審議会会長

(2) 藤井 勤 副市長

3. 議事録確認

第30回雲南市水道事業に関する審議会(2月3日開催)の議事録を確認

-----以後、審議会条例第6条第3項に基づき、会長が議長となる-----

4. 審 議

1) 水道料金の改定案について

(1) 水道料金の改定についての資料を説明・・・【事務局】

驗馬会長

ただ今、事務局から料金改定案の資料の説明をいただきましたが、今回の進め方として、前回の審議会で渡部委員さんから市の定住促進とか人口減少を食い止める政策がある一方で、こういった水道料金の値上げについて検討するのは市としての政策の整合性が取れているのか知りたいということがありました。本日、副市長さんがいらっしゃいますので、まずこのことについて、お聞かせ頂けたらと思います。

藤井副市長

前は、諮問をさせていただいてから、所用のため失礼させていただきました。

前の審議の中で、渡部委員から水道料金の引き上げという事が、人口定住、或いは人口の社会増という外から雲南市へ来ていただくという政策と矛盾するのではないのかという指摘がございました。

では、どのような経過で水道料金の改定について諮問をしたのかという事ですが、市では重要な政策決定をする場合、三役と部長級職とで政策戦略会議を開き、最終的に市としての政策の意思決定を行う訳であります。

当然、それまでのところで部長或いは課長級、担当者の関係部署と、財政、総務、政策とで政策検討会議を立ち上げて、必要に応じて三役調整会議にかける、或いはそこにはかけずに最終的な意思決定機関である政策戦略会議にかける。そこで決定されたことについて、議会で予算或いは条例化を図っていくということになります。

水道料金の改定につきましては、今年の1月7日の第12回政策戦略会議で、「水道審議会に諮問する平成29年度以降の適正な水道料金の設定について」ということで協議をしまして、今回諮問させていただいた内容を決定したところです。

現状と課題で説明いたしましたように、普及率はH26年度末で94.2%という事ですが、まだ大東町を中心に未普及地域がございまして、現在この解消事業を進めており、また今後、老朽管の更新なども計画的に進めていくわけでありまして。

水道水、生活用水といったものは、一番生活のベースになるものでございまして、安定的な給水体制を構築しておく必要があります。

そうした中で、H29年度から簡易水道事業の水道事業、公営企業への一元統合ということがございまして、現行の料金水準で試算しますとH29年度からH33年度の5か年で約9億4千万円の赤字が発生する。単年度では約1億9千万円の赤字になることが推計されたところです。

そういった現状と課題の中で協議をしていったなかで、一般会計からの運営補助として、基準内の繰入のルールは決められたものはあるわけですが、一般会計からの基準外繰入の算定ルールとして、簡易水道分の減価償却費から長期前受金を差し引いた相当額というように明確化し、これに基づいて試算しますと約3億8千万円程度の収支不足となりました。この不足額を皆様にご負担いただくこととして改定案をまとめ諮問させていただいたところです。

人口の社会増を目指すと雲南市が掲げました第2次雲南市総合計画をH26年に策定しまして、H27年度からスタートしております。

国勢調査では今、人口が約39,000人ということになっておりますが、10年後には35,000人になるということで、これは大変なことであると捉えています。

自然減を食い止めるという事はなかなか難しいわけですが、人口の社会増を目指すという事で、子育て、仕事、住まい、移住、定住というような分野毎に、各具体の思い切った事業を構築いたしまして、長期計画の前期の部分、つまりH27年度からH31年度の早い段階で社会動態の人口減少を食い止め、後期のH32年度からH36年度の間社会増に持って

行こうという、人口の社会増に向けた挑戦ということで具体の施策を作ったところがございます。

医療費や保育料の無料化といった経済的負担の軽減、企業団地の整備による魅力的な立地環境の提供、利便性の高い住宅地の供給、定住推進員等によるきめ細やかな相談支援体制など、社会増に向けた重要戦略を4つの重点分野にまとめまして、ただいま具体的な事業を進めさせて頂いています。

そういった社会増に向けた具体的な事業については引き続いてやっていかななくてはなりませんし、水道の安定供給といった重要な事業につきましては、健全な運営、経営が求められてきますが、利用者の皆様に全部負担してもらおうということは大変なことになりますので、理由を明確にして基準外の繰入のルールを作り、できうる限りの一般会計から、つまり税金を投入していく、それをふまえて皆さんに料金の改定についてご理解を頂きたいと考えております。

いろいろ議会でも関心を持って頂いておりまして、産業建設常任委員会などでもこれから議論をして頂くことになっていきますけれども、やはり市民の皆さんの代表であります当審議会でも色々な角度から忌憚のないご意見を賜り、一定の方向付けをして頂き答申を賜りますようお願いいたします。

駿馬会長

ありがとうございました。このことは、委員の皆さんが審議していく上での前提条件となる一番大事な所であります。先ほど副市長さんからお考えをお話し頂きましたが、委員の皆さんから、この点についてお聞きしたいことがありましたらお願いします。

それでは、事務局から説明していただいております、水道料金の改定案について皆様からのご意見をお願いいたします。

では私の方から。前回の答申、平成24年10月11日の第21回審議会でしたか、和泉会長の時に答申していますが、その時の基本料金のアップ率は委員さんの意見を反映して約4%台でした。今回の諮問の基本料金の改定率が平均で37.29%、従量料金については前回と大体同じようなアップ率となっています。

諮問も、最初から赤字ですと言う案は出せないわけで、なにがしかの黒字の案を出さないといけないわけですが、あくまでたたき台であるという事で話をさせてもらいます。

今回は口径の大きいところのアップ率が5割とまでは言わないけれども、40%台となっていて、口径の大きい利用者の方は少ないわけですが、口径の大きい所、事業をしておられる所に負担が掛り過ぎるのではないかと、という感じを個人的には思っています。どこかで黒字に持って行かなくてはいけない訳で、非常に苦しいところであると思いますが、何か対応と言うものがあつたらと思います。

もう一つ、人口減少に関して行政も色々手を打っておられますが、なかなか食い止めることは難しい。この5年間の間でも恐らく給水人口が減っていくだろうと、水を使う量も減っていくだろうと、そこで一つの案として水を使えば使うほど安くなるように、使って下さいと言うような考え方ですね。使えば使うほど改定率が低くなるような考えはどう

かと思っています。

どちらも、もう少し下げることにはできないのかという意見になりますが、2点について私が感じているところです。

事務局

先ほど言われましたように、基本料金部分のアップ率は、前回は平均約4%、今回は平均約37%となっています。前回の改定時の収支不足は約1億3千万円、今回は約3億6千万円という試算になっておりますが、前回の改定時は上水道事業だけの収支の試算でしたが、今回は上水道と簡水を合わせた試算ですので、このような大きな差となっています。

統合後の企業会計上、上水と簡水の施設を維持していくにはどうしても基本料金部分の比重を高くせざるを得ないところです。

次に、使えば使うほど安くなるようにしてはというご意見についてですが、実際に多く使っておられる利用者の方からも、そういったご意見を頂くことも有ります。しかし、この点は、水を作ればコストも掛かるということもあり、なかなか難しい部分ではあります。

駿馬会長

人口が減る中で、給水量を増やす方法のひとつの案として、あっても良いのかなという事です。

事務局

ご意見をふまえて、試算をしてみたいと思います。次回の時にでもお示ししたいと思います。

加本副会長

今回の場合は、かなり制度的な部分で大幅な値上げがされる訳で、これは雲南市だけの話ではなく新聞を見ても全国的な話ですが、政策的なものですからそのままズバリ持って行って良いものかどうか、生活者の立場を考えると制度が変わった為に、前回と比べても十倍にもなるというのは非常に厳しい。この前も言いましたが、来年からまた他のもの（消費税）も上がることが予測される中で、こういう経済情勢のなかで非常に厳しんじゃないかなと思っています。

国なり県なりに、特に財政に対して要請も行いながら、いわば制度改正によるものですからいくらかでも負担が薄まるような、雲南市だけでは難しいでしょうが、やはり末端のところから要望を出していかないと、生活に直接影響を与えるなと思っています。

他の自治体も色々な考え方を持っておられると思いますが、そういう努力をしていかないと、雲南市は結構上位に入っているような料金になっているので、住民の皆さんに説明が大変ではないのかなと思っています。

事務局

全てを住民の皆さんに負担していただくという事ではご理解が得られないという事で、先ほど副市長も申しましたように、今回の料金改定につきましても、市からの基準外繰入

の追加も行いながらの改定案でありまして、住民の皆様にはきちんと説明しながらご理解を得るようにしていきたいと思っております。

駿馬会長

その他ございますか。はい、では渡部委員さん。

渡部委員

私は、この諮問の中に二点どうなのかなというのが有りまして、一点目は先ほど副市長さんから説明がありましたように政策的な問題でございますが、それにつきましては市の総合政策の中でこういった定住促進を進めるということも検討された結果、政策決定された訳ですので十分理解するつもりでおりますが、いずれにしても雲南市の水道料金は全体的に高いかなという一般的なイメージがあると思うんですね。

そのなかで今日、説明があった4ページの資料を見ますと雲南市は11番目、一般家庭で3,600円、これが諮問では3,900円ぐらいになる。そうしますとベスト8に入ってしまうこととなります。しかも出雲部では一番高い料金になって来るということで、先ほどの副市長さんの話は理解しつつも、やはり高くなるなと言うのが一般的な考え方だと思うんですね。

定住の話をする時に雲南市の人がどこへ出るかと言ったら斐川とか宍道とか、まあ出雲・松江方面と言ったインフラが整った所へ出られるわけですよ。そうした時に例えば斐川と宍道は2,600円という事になると、水道料金ではケンカにならないなと言うぐらい単価の違いが有るという事で、そういった面で雲南市は高いかなという一般的なイメージがあります。

それともう一点ありまして、雲南市ではいろいろな水源地があるわけですし、木次三刀屋、大東上水、大東簡水、加茂、いろんな地域の簡水、その中で給水原価と供給単価がやはり気になるのですが、27年度実績を見ますと上水全体で251円の給水原価に対しまして、供給単価は216円ですから、差を値上げでカバーする。自分で飲み食いしたものですから、当然それは値上げでみるというのは当たり前の事ですから、それは十分理解するわけです。だけど地域をいろいろ見ますと例えば木次三刀屋は190円に対して218円の給水原価と供給単価で・・・その所をどう説明していくのか、その上に値上げしていく。それが一つのポイントになるのではと感じています。平均にならすのは、それはそれで良いのですが、木次三刀屋の人達にどのように説明できるのかなというのが、検討する上で気になる所です。そう言った2点が今回の値上げについて引っかかる所かなと言えます。

駿馬会長

事務局の方で、何かありますか。

稲田水道局長

給水エリアによっては製造コストの方が売値より掛っていて、いわゆる赤字になっている。木次三刀屋についてはコスト的には黒字になっている。これはご指摘の通りで、ひとつには地理的条件、整備的な条件に恵まれた所は、浄水場からご家庭までの工事費や維持

管理費が安く上がっているから黒字が達成できているという事で、地理的条件によっては総トータルのコストが掛かるからどうしても赤字になって行くと思います。雲南市のなかでは赤字の大きな所もありますが、ならしていけば最終的にどれだけの収支を改善できるかというお話になって行くと思います。

市内それぞれ異なった条件でありますけれども、雲南市に合併した以上は給水エリアに住んでいる方については責任が無いわけでありますので、皆さんで等しくご負担をいただいて、できる限り安い料金で給水ができるようにして行かなければならないと考えています。

前回の料金改定の時に約4%の改定率で済んだのは、簡水統合前でしたので簡水の資産は考慮せずに、上水会計の収支だけで試算しまして約4%の料金改定で済みました。では簡水はどうしたのかと言うと、改定した上水の料金をそのまま使いますと大きな赤字なんですけど、それは市からの補助金で補填していたという事です。

H29年度からは上水と簡水が同じ土俵での収支計算になりますので、抜本的な料金改定となり、今回出てきた数字が雲南市の水道の実態を表していると思っただけであればと考えています。

白菊委員

先般の説明では、13mmが（給水契約件数の）77%ぐらいを占めていると話をされました。今日の資料の5頁を見ると8㎡までの方が32%ぐらいだという事です。

7頁の資料は、月の使用水量が20㎡の人は約9%のアップだよ、ということを表していると思うのですが、全体の32%の人が8㎡までを使ってらっしゃるということなので、その32%の人が22%ぐらいの料金の値上げになると考えてよろしいのでしょうか。

事務局

白菊委員さんの言われますように、雲南市の月平均使用水量が20㎡ですが、そこは約9%のアップ、基本水量の8㎡以下で収まっている方が32%いらっしゃいますが、その方たちは約22%のアップになるという事です。

安部委員

水道会計は出る方をなるべく節減する、入る方をなるべく入れるということでは、出る方でいうと施設の統廃合等でなるべく経費が掛からないように、他にも色々あると思いますが、漏水対策とか。

入る方は値上げもあるでしょうけど、雲南市からの繰入の関係がもう少しわかりたいなと言う感じです。先ほど説明があった基準内繰入れというのはルール化されているのだろうし、今回、基準外繰入と言うのは簡水が統合されるにあたっての新しいルールが恐らくできたのだと思うのですが、そのへんがもう少し知りたい事に併せて、統合は全国的な流れだろうから何らかの交付税算定の上乗せが何か有るのか無いのか。

それと、今後5年間そのルールでやって行くことになる、それで会計がずっとやって行けるのかどうか知りたい。

事務局

市からの繰入について、基準内、基準外、基準外の追加とっておりますが、前回お配りした資料の5頁で再度説明させていただきますが、前回の資料はお持ちでしょうか。

それでは資料をコピーしてきますのでしばらくお時間を頂きます。

西村委員

資料の準備中ですが、簡水の減価償却費が計上してないということですのでけれども、これは赤字の為にそういったものが取れなかったということでしょうか。

事務局

簡易水道分の減価償却費につきましては、簡易水道事業と言うのは特別会計でしたので、減価償却費は考えなかったわけです。

西村委員

ルールに無いという事ですか。

事務局

雲南市においては、企業会計化されている大東の簡易水道を除いて、他の簡易水道は特別会計でやっております、その特別会計では減価償却費は今まで考慮しなくても良かった訳です。今回、全ての簡易水道も企業会計化しなさいということになりますと、これまで考慮していなかった減価償却費を費用化しなければならなくなった訳です。

稲田水道局長

簡易水道事業そのものは条件不利地域に水道水を供給するという事で、公共の福祉の面を重視しております。行政側が採算を度外視して水を送っていた面がありまして、これについては手厚い国の施策の上で一般会計からの繰出し金と言う形で簡水事業をやっていたという事でございます。

ではなぜH29年度から公共の福祉を優先させた採算を度外視した赤字の簡易水道を上水道会計に統合するのかと言うのは、一方で情報公開といいますか市民の皆さんに、水道事業の実態がどうなっているのか理解してもらうために、複式簿記を使った企業会計に統合して先ほども出てきましたが、給水原価、供給単価も含めて実態がどうなっているのか広く皆さんに分かり易く説明しなさいという事になっています。

それに併せて国が手厚い補助金を継続してもらえればいいのですが、なかなかそういう事にはなっていない訳でして、小さい自治体は経営について苦慮しているところです。

駿馬会長

それでは資料が来たようですので説明をお願いします。

事務局

資料の水道事業収益の一般会計補助金というところが一般会計からの繰入れでして、そ

の中で基準内繰入れ、基準外繰入、基準外繰入追加とあるわけですが、基準内繰入れというのは欄外にありますような内容でルールに沿ったものです。基準外繰入というのは赤字分の補てん分で、統合されると本来無くなるものですが、5年間は基準内、基準外合わせた水準は維持していくことになりました。それに追加して、基準外繰入という事で上段に書いてありますルールを今回定めて追加で繰入をしていくことを市として決定してもらったところですが、そういった追加を含めた繰入をしても、約3億6千万円の収支不足が生じることになりますが、今回の料金改定で、5年間で約3億8千万円の増収が見込めますので、約2千万円の黒字が計上できることになります。

安部委員

先ほどのルール化されている基準内の部分は基本が変わらない限りこのままの形だと思うのですが、今回の統合に係わる部分の基準外、基準外追加分もこれほど見ましようという雲南市流の5年間ルールなのでしょうか。繰り入れが結構な金額なので今後も進めてもらうのを望むし、国の交付金の関係は若干あるのでしょうか。

稲田水道局長

水道事業会計から言いますと、国の交付金が直接入って来ることは有りません。簡易水道事業については、起債と言いまして国からの借金ですけど、簡水債を借りますとそのうちの何割かは交付税としてバックされますので、市としては助かります。ただ、公営企業化されますと簡水債など借りれなくなりますので、全て企業債と言う形になり交付税のバックが無くなります。市全体の事からいえば交付税のバックが無くなりますので、それだけ減額となります。

基準外繰入の追加の見込みですが、今回5年間の見込みで行っておりますが、これについては財政とも協議して実施計画にも反映させております。H34年度以降についても同じようなやり方になって来ると思います。

安部委員

基準外繰入と言うのは何か計算式があるのですか。

稲田水道局長

基準外繰入は上水と簡水の統合後の収支不足を解消するための補助金ということになります。基準外繰入の追加は欄外の説明にありますような内容です。

いずれも雲南市独自のものでありまして、雲南市以外の所では無かったり、あっても全然違う形でやってらっしゃると思います。

驗馬会長

雲南市独自の考えでやっているという事ですね。

稲田水道局長

そうですね。制度設計も雲南市独自のものでやっておりますので、特に追加分について

も簡水統合に向けて負担軽減のためにやっている雲南市独自ルールと言えるものです。

驗馬会長

給水原価、供給単価は年度を追うごとに差が縮まる方が良いのではないかと思います
が、供給単価は大体同じ金額ですが、給水原価の方が徐々に増えて行きますね。

これは人口減少とか機械施設の更新とそういったものが入ったものだからでしょうか。

市民の皆さんにはこんな詳しい所の説明はないでしょうが、我々としてはこういった点も
知っておいた方が良いと思いますので。

事務局

水道事業費用を見ていただきますと、だんだん減って行くようにはなっていますが、有
収水量がそれ以上に減っていきますので、どうしても給水原価が高くなるという事になり
ます。

人口の社会増を目指すという事はありますが、現状の人口減少のラインを勘案して有収
水量を出しておりますので、こういった給水原価の試算になります。

驗馬会長

女性の委員の皆さんから何かありますか。

高橋委員

公営企業化による値上げになるような話をされまして、5年間のプランが出ていますが、
今ある程度の金額が決まって、5年後に見直してまた上がる可能性はもちろんある訳です
よね。

人口減少とかあるわけですから、下がることは無いような感じですが、5年後に上がる
率がどれぐらいか分かりますでしょうか。

事務局

正直申しまして、その先の5年間ではどれぐらいかという試算は行っておりません。

高橋委員

審議委員のなかではある程度理解ができて、皆さんに値上げしますという事を出した
時に、どれだけ納得してもらえるかというのが一番大事だと思うのです。

簡易水道を統合したから値上げせざるを得ません、と言われても納得していただけるの
かなという所があります。

上水道と簡易水道の区別も多分あまり分かってないと思いますし。

事務局

これまでの料金改定も、料金の算定は上水道の収支見込で考えて、簡易水道はそれに合
わせてしまってきたところがあります。これまで簡易水道区域の皆さんは、今回の
ような細かいところまでの算定は知られませんので、今回簡水の統合になりますからとい

う点だけですぐに理解していただけるかと言うと難しいだろうと個人的には思います。

驗馬会長

高橋委員さんからの良い提案だと思いますね。料金改定のたびに値上げして来ていて、今回も前回よりも高い値上げ率になる訳で、いわゆる住民の皆さんへの丁寧な説明の方法も考えておかないといけないのかなと言う気がしますね。

川角委員

雲南市の近隣の水道関係の審議会がどの程度行われているか情報がございますか。例えば奥出雲町とか飯南町、松江市とか。

それともう一点、簡水の割合が多いからこのような問題が起きて来ているわけですから、併せて雲南市近隣の簡水の割合のデータとかをお持ちですか。

簡水が有るから上げざるを得ないという問題になっている訳ですから、住民の皆さんに理解してもらうにはそういった資料があればより理解が進むのではないかと思います。

事務局

審議会の状況につきましては申し訳ありませんが、前回お話しした浜田市さんしかわかっておりません。他の所は調べていませんので、次回の審議会で報告させていただきます。

川角委員

極端な差が出ているので、住民の皆さんから批判を受けることになるので。

驗馬会長

国の方針だから、日本全国すべて企業会計持っているところと簡水会計持っているところは統合しないといけない訳ですね。島根県だけでなく、日本全国一斉に平成29年度から。

事務局

雲南市のように上水道の公営企業会計と簡水と言うところがあれば、統合計画を出していますので、国の方針に沿って統合する事になっていますので、H28年度末で統合していくという流れは全国であります。

ただ、(給水人口が) 5,000人未満のところは簡易水道として残りますが、国からはH32年度以降は、簡易水道も企業会計化しなさいという方針が出ています。

坂田委員

三年前の値上げの時は、ただ単に上がったなと思っただけで、何がどうして上がったか言うのがわからずにいたので、こうした事に参加しているのが申し訳ないのですが、雲南市で水道料金の未払いの方とかが有るのか無いのか、そして、水道料を払って確認するのは主婦なので、主婦目線で今のこういった審議されたことを高橋さんも言われたように、分かり易い印刷物、パソコンではなくて手書きとかマンガと言うか、分かり易い

視点で作っていただければ、それを1回、2回、3回とか出して頂きながら、急務なので余裕は無いかもしれませんが、料金が上がったなど一番感じるのは主婦なので、その目線に立って何か分かり易くしていただけたらと思います。

事務局

先ほど坂田委員さんも言われましたが、前回の審議会でも白菊委員さんから、分かり易いそれこそマンガ的なものでいいからもっと分かり易いようにというご指摘がありました。貴重なご意見を頂いておりますので、もう少し分かり易い工夫をしていきたいと思っております。

坂田委員

審議会で見せていただく資料はこれで良いと思いますが、公表するときには分かり易いようにしていただきたいと思っております。

事務局

未納の件でございますが、毎年審議会で納付率などのお話をさせていただいておりますが、だいたい現年分は99%で推移していきまして、ほぼ納付していただいておりますが、どうしても全部という事にはなりません、未納滞納分が発生しております。

それにつきましては滞納繰越分ということで、改めて滞納分の整理という事でさせていただいております。だいたい40%を目安に滞納整理をさせていただいておりますが、現状40%~50%までのところで滞納整理をしており、他市町よりは高い水準で納付していただいております。

また今年度の決算が出ましたら、審議会で報告させていただきます。

加本副会長

支出の関係で、減価償却が年々減ってきていますが、今回対象になるH33年度までの簡水の事業とかここの中には入って無いのですか。事業をすれば減価償却費を上げなければならぬのに、年々減ってきているという事からすると。

事務局

簡易水道の建設改良工事については、算定期間の5か年の中に深野や掛合の事業は入れております。上水道の建設改良工事も同様に考慮しております。

減価償却費が減ってきているのは、これからの計画分を加えても過去の事業分が減ってきている事からだと考えます。

加本副会長

それでは減ってきていても、計画分は含まれているという事ですね。

駿馬会長

その他ありませんでしたら、1) 水道料金の改定案について(1)の協議は終わりにします。

(2) その他はありますか。

事務局

(次回の審議会の開催日時について報告)

-----以上、水道料金の改定について質疑・応答終了 (15 : 15)